

消防第 7117 号
令和 6 年 12 月 25 日

煙火消費事業所 各位

徳島県危機管理部消防保安課長
(公 印 省 略)

花火大会等のイベントにおける煙火消費中の事故の防止について（注意喚起）

このことについて、経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ 鉾山・火薬類監理官から別添のとおり注意喚起が発出されました。

つきましては、法令遵守を徹底され、引き続き事故防止に努めてくださるようお願いいたします。

連絡先
消防保安課保安担当 真島
088-621-2283

経済産業省

20241223保局第1号
令和6年12月23日

都道府県、指定都市火薬類担当部局長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ 鉦山・火薬類監理官

花火大会等のイベントにおける煙火消費中の事故の防止について（注意喚起）

平素より産業保安政策に格別の御協力をいただき、ありがとうございます。

年末年始を迎えるにあたって、本年も各地において花火大会を始めとする各種イベントの開催が予想されることを踏まえ、関係団体に対し、別添のとおり火薬類の事故防止の注意喚起を行っております。

火薬類取締法第25条に基づく煙火の消費の許可を行う都道府県及び指定都市におかれましても、下記を参考に、消費者が実施する安全対策の確認等、事故の発生の防止に努めていただくようお願いいたします。

記

1. 気象条件を十分に考慮した安全対策の徹底

煙火消費中に発生した火の粉が枯草等に落下し、大規模な火災となるのを防ぐため、事前散水等、火災防止対策の準備が適切に行われているか確認を行ってください。

特に冬期においては、強風に煽られて想定外の場所に煙火の部品や火の粉が落下し、枯草等に引火、延焼する事例も想定されることから、気象条件を十分に把握したうえで適切な消費が行われるよう、主催者や煙火事業者への注意喚起をお願いします。

2. 輸入品の事前点検や十分な安全距離の確保

今年は、輸入品の小型煙火（通称）の部品落下による人的被害を伴う事故が多く見受けられます。輸入煙火（煙火玉を含む）の消費の際には、製品の事前点検を行うとともに、小型煙火に石膏状の詰め物が使用されていることが想定される場合、十分な安全距離を確保することや、必要に応じ、それら製品の使用を控える等の注意喚起をお願いいたします。

3. 無許可消費について

消費許可を要しない煙火消費時の事故が発生しています。消費許可が不要な場合であっても、火薬類取締法に基づく煙火消費の技術基準の遵守をいただくとともに、安全な消費を心がけていただくよう、主催者等への注意喚起をお願いします。

4. 事故発生時の連絡体制の構築

年末年始は、多くのイベントが開催されることが予想されます。万一の事故発生時に適切な対応が行えるよう、主催者等との連絡体制の構築等をお願いします。

以上